

長野県自転車貸付事業者登録制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」(平成31年長野県条例第6号。以下「条例」という。)及び「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第18条第2項第2号の基準を定める規則」(令和元年長野県規則第13号。以下「規則」という。)に規定する自転車貸付事業者の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 自転車貸付事業者の登録制度は、条例が目指す「自転車による事故のない安全で安心な県民生活の確保」と「自転車の利用促進」の実現を図るため、安全に貸付自転車を利用できる環境を創出するとともに、登録された自転車貸付事業者(以下「登録事業者」という。)の発展を支援する。

(登録基準及び要件)

第3条 登録基準及び要件は、別表のとおりとする。

(申請手続き等)

第4条 登録の申請は、「長野県自転車貸付事業者登録申請書」(様式第1号)及び前条に規定する基準及び要件を満たすことが分かる資料を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行う。

3 知事は、前項の審査等の結果、必要に応じて申請内容の修正を求めることができる。

4 知事は、申請が前条に規定する全ての基準及び要件に適合すると認めるときは、登録するものとする。

5 知事は、前項の規定により登録したときは、当該申請者に対し登録証を交付するとともに、当該登録事業者の情報を県公式ホームページ等を通じて発信するものとする。

6 知事は、第2項及び第3項の審査等の結果、登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、文書でその旨を通知するものとする。

(有効期間及び更新)

第5条 登録の有効期間は、登録した日から3年とする。

2 登録事業者は、引き続き登録を受けようとするときにあっては、登録の有効期間が満了する日の2箇月前から1箇月前までの間に「長野県自転車貸付事業者登録更新申請書」(様式第2号)及び第3条に規定する基準及び要件を満たすことが分かる資料を添付し、知事に提出するものとする。

3 前条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

(登録内容の変更)

第6条 登録事業者は、その登録内容に変更が生じたときは、「長野県自転車貸付事業者登録内容変更申請書」(様式第3号)に、必要に応じて変更後も第3条に規定する基準及び要件を満たすことが分かる資料を添付し、知事に提出するものとする。

(登録の辞退)

第7条 登録事業者が、登録の辞退をしようとするときは、「長野県自転車貸付事業者登録辞退届」(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(登録の抹消)

第8条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する基準及び要件を満たさなくなると認められる場合
- (2) 第4条から第6条までに規定する申請内容に偽りがあった場合
- (3) 前条に定める辞退の届け出があった場合
- (4) その他知事が登録の抹消を適当と認める場合

2 知事は、前項により登録を抹消したときは、当該自転車貸付事業者に対して文書でその旨を通知し、登録証を返還させるものとする。

(表示の制限)

第9条 登録を受けていない自転車貸付事業者は、登録を受けている旨の表示またはこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、県民文化部くらし安全・消費生活課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に規定するもののほか、長野県自転車貸付事業者登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(別表：第3条関係)

	基 準	要 件
(1)	自転車損害賠償保険等（自転車の運転により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済）に加入している自転車による自転車の貸付けを行っていること。【条例第18条第2項本文】	○ 登録の有効期間の始期（更新の場合は、延長される有効期間の始期）において有効な自転車損害賠償保険等に加入していること。（登録の有効期間中に保険等の契約更新を行ったときは、保険証券等の写しを提出すること。）
(2)	自転車を借り受ける者に対し、自転車の安全な利用についての情報提供を行っていること。【条例第18条第2項第1号】	○ 事業主及び従業員が、付表1に掲げる自転車安全利用五則（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を理解していること。 ○ 自転車を借り受けようとする者に対し、文書または口頭で自転車の交通ルール等の説明を行っていること。
(3)	貸付用自転車について、定期的な点検及び整備を行う体制が確保され、当該点検及び整備に関する記録簿を備えていること。【規則第1号】	○ 日々の貸出し業務開始前に、付表2に掲げる事項等について、従業員による点検整備が行われていること。 ○ 点検整備の実施状況が、記録簿により管理されていること。
(4)	貸付用自転車を適切に保管する場所を確保していること。【規則第2号】	○ 保有する貸付用自転車を保管するために必要な広さを持つ車庫や敷地が確保されていること。
(5)	自転車を借り受ける者に対し、自転車の運転に当たり事故の被害を軽減するための器具の貸付けを行う体制を確保していること。【規則第3号】	○ 乗車用ヘルメットを始めとする負傷被害を軽減する器具の貸付けを行っていること。 ○ 全ての自転車運転者に乗車用ヘルメットの着用を促していること。

(付表 1 : 自転車安全利用五則)

<p>【自転車利用安全五則(令和 4 年 11 月 1 日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用
--

(付表 2 : 自転車が具備すべき法定性能)

項目	根拠	内容
ブレーキ	道路交通法施行規則第 9 条の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・前車輪及び後車輪をそれぞれ制動すること。 ・乾燥した平坦な舗装路面において時速 10km で走行中にブレーキをかけたとき、3 m 以内の距離で円滑に停止できること。
前照灯	長野県道路交通法施行細則第 11 条第 1 項第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> ・白色または淡黄色であること。 ・夜間、前方 10m の距離にある障害物を確認できる光度であること。
尾灯	長野県道路交通法施行細則第 11 条第 1 項第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・橙色または赤色であること。 ・夜間、後方 100m の距離から点灯を確認できる光度であること。 <p>(※後部反射器材を 1 個(後面の幅が 60cm 以上の自転車については、両側にそれぞれ 1 個以上)備え付けていれば、尾灯を備え付ける必要はない。)</p>
後部反射器材	道路交通法施行規則第 9 条の 4 及び長野県道路交通法施行細則第 11 条第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ・反射光の色が橙色または赤色であること。 ・夜間、後方 100m の距離から自動車の前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること。
警音器	長野県道路交通法施行細則第 14 条第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> ・警音器を備えていない自転車または警音器の機能の不完全な自転車を運転しないこと。